

-
- 法人名 :
 - 部 署 :
 - 役 職 : 公認会計士
 - 名 前 : 高桑昌也
-

- コメント :
- 適用指針 31 項の又書きに

「建物等の償却性資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなすことができる」とあります。

同指針 13 項を鑑みると、簿価＝時価とできる場合には制限が付いており、31 項にも「時価を把握することが極めて困難な場合」などの要件を加えた方がいいのではないのでしょうか。

■ 敷金については、金融商品会計基準でカバーされるため、本基準では触れられないという理解です。

ただ、結論の背景で触れた方が判り易いと考えますが、如何でしょうか。

■ 投資不動産の取得にあたり、国・地方公共団体から補助金が支出された場合の取扱（注記でしょうか）についても、記載頂けますと幸いです。
